

介護職員初任者研修の受講料補助



新たな介護人材の発掘のため、受講料の一部を補助しています。

**対象** 市内在住・在勤・在学で次の全ての条件を満たす人  
 ▼介護職員初任者研修を受講し修了している▼受講料について他の助成金(求職者支援を含む)を受けていない▼研修修了後3カ月以内に市内の事業所で介護などの業務に従事し、同じ事業所で3カ月以上従事している▼住所を有する市区町村の課す市区町村税に滞納がない  
**補助金額** 介護職員初任者研修に係る受講料・教材費を合わせた額(上限5万円、1000円未満切捨て)  
**申請期間** 介護職員初任者研修修了日の翌日から1年以内

市民献血



輸血に使用する血液は、人工的に作ることができず、長期保存することもできません。そのため、いつでも患者に血液を届けられるように、毎日新しい血液を確保する必要があります。愛の献血に協力をお願いします。

**日時** 5月25日(月) ①午前9時30分～11時30分  
 ②午後1時45分～4時

**会場** ①=旧保健センター②=子育て・健康センター

**内容** 200ml献血・400ml献血

**対象** 献血に協力できる人

※年齢・体重・貧血の有無などの基準があり当日医師が判断します(400ml献血の主な基準は右表のとおり)

**その他** 200ml献血は、必要数が確保され次第受け付けを終了します

**問い合わせ** 健康づくり課(☎507801)

	男性	女性
年齢	17～69歳*	18～69歳*
体重	50kg以上	
年間献血回数	3回以内	2回以内

\*65歳以上の人の献血は、献血する人の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験がある人に限ります

各種児童扶養手当の申請



児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象で手当を受けていない人は申請をしてください。

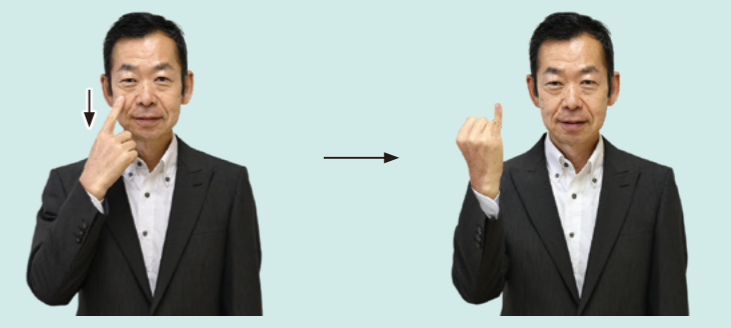
**児童扶養手当**  
 ひとり親家庭となった児童を監護・養育している人を支援するための手当です。  
**対象** 支給要件のいずれかに該当する18歳になって最初の3月31日まで(障がいのある場合は20歳になる誕生日の前日まで)の児童を監護・養育している人

**申請方法** 補助条件を満たした時点で、介護保険課へ申請してください。申請に必要な書類は介護保険課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます  
**問い合わせ** 介護保険課(☎2294)



手話をやってみよう(第86回)

手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。  
 今月は「お母さん」を紹介します。



右手の人差し指で頬を軽く1回なぞる。 小指を立てて上へ上げる。

**問い合わせ** 福祉課(☎2384)

**支給額** ▼全部支給Ⅱ第1子4万8050円、第2子以降1万1350円▼一部支給Ⅱ第1子4万8040円、1万1340円、第2子以降1万1340円、5680円  
 ※所得状況により変化します  
**支給要件** ▼父母が離婚▼父または母が死亡▼父または母

が重度の障がい(国民年金法による障害等級1級程度)▼父または母が生死不明▼父または母が1年以上遺棄▼父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた▼父または母が1年以上拘禁中▼未婚の母の子▼父母ともに不明(孤児など)  
**非該当要件** ▼児童が施設な

特別児童扶養手当

障がいのある20歳未満の児童の福祉増進を図るための手当です。

**対象** 支給要件のいずれかに該当する20歳になる誕生日の前日までの児童を監護・養育している人

**支給額** ▼1級Ⅱ5万8450円▼2級Ⅲ3万8930円

**支給要件** ▼1級Ⅱ身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある、療育手帳判定A程度の知的障がいがある、精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障がいがある▼2級Ⅱ身体障害者手帳3級程度の障がいがある、日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がいがある

**非該当要件** ▼児童が障がいを事由とする公的年金を受給している▼児童が施設など通所施設を除く)に入所しているなど

共通事項

**その他** ▼手当は請求者や請求者の父母などの所得が一定額を超えると支給が停止となる場合があります▼手当を受けている人は、毎年8月に現況届を出す必要があります▼詳細は問い合わせください  
**申請・問い合わせ** 子ども課(☎7803)へ

緑の募金と苗木の配布



地域の緑化を推進するため、緑の募金を実施します。募金に協力した人には、苗木をプレゼントします。

**日時** 5月15日(金)午前9時～午後1時

※苗木がなくなり次第終了

**会場** 市役所本庁舎  
**苗木の種類** ブルーベリー・ラベンダー・オレガノ・アケビ(予定)

市長の資産等の公開

藤岡市長の資産等の公開に関する条例に基づき、資産等報告書などを閲覧することができます。

**閲覧開始日** 5月11日(月)

**閲覧日時** 平日午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

**閲覧場所・問い合わせ** 総務課(☎2227)